

令和2年5月29日

小・中学校保護者 様

春日井市教育委員会

令和2年度夏季休業日の期間変更について

平素より本市の教育活動にご理解いただきありがとうございます。5月21日からの登校準備期間を含め、保護者の皆様には、学校再開にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、3月3日から5月26日までの臨時休業により実施できなかった授業時数を回復するため、小中学校において、令和2年度夏季休業日を次のとおり変更することとしますので、よろしくお願いします。

1 令和2年度夏季休業期間

令和2年8月6日(木)から令和2年8月19日(水)までの14日間

※春日井市学校管理規則により、1学期終業日は、令和2年8月31日(月)、2学期始業日は、令和2年9月1日(火)です。(式は行いません)

※8月11日～14日は学校閉校日です。

2 授業時間について

夏季休業を短縮した期間(7月21日から8月5日、8月20日から8月31日)は、原則、小学校は5時間授業、中学校は6時間授業で行います。

※時間割等の詳細につきましては、学校からお知らせいたします。

3 給食について

8月5日(水)まで通常の給食を行います。夏季休業終了後は、8月20日(木)より給食を始めます。

◎ 愛知県の緊急事態宣言が、26日に解除されましたが、新型コロナウイルス感染症については、持続的な感染拡大防止が必要であり、学校においては、3密を避けること、手洗い、咳エチケット、消毒、こまめな換気などの対策を継続します。

保護者の皆様におかれましても、引き続き、お子様の朝の検温・マスクの着用などをよろしくお願いします。また、抵抗力を高めるため、十分な睡眠やバランスのとれた食事に心がけてください。